

古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例（案）

パブリック・コメント実施結果

古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例（案）に対してパブリック・コメントを実施した結果について、古賀市パブリック・コメント手続実施要綱（平成２０年３月告示第２０号）第１１条第１項の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1)施策等の題名	古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例（案）
(2)施策等の案の公表日	令和８年５月２０日（水）
(3)パブリック・コメント手続の実施期間	令和８年５月２０日（水）～令和８年６月２２日（月）（３３日間）
(4)意見提出者数	２名（個人１名、団体１名）
(5)提出意見等件数	２件
(6)提出意見等を考慮した結果及びその理由	下記のとおり

【提出意見等を考慮した結果及びその理由】

番号	該当項目	パブリック・コメント（ご意見）の内容	条例（案）への反映	ご意見への回答
１	２条	要配慮個人情報事項について、法務省の １８項目の人権課題も加えること	原案のとおりとします	※別記回答
２	２条	要配慮個人情報事項について、法務省の １８項目の人権課題も加えること	原案のとおりとします	※別記回答

※別記回答

法務省が毎年掲げる人権課題に関する事項については、個別の法律や国の施策等に基づき、それぞれの分野において解決に向けた取組が進められています。本市では、人権尊重推進委員会を軸とする関係機関・団体と連携し、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消に向けた取組を進めております。個人情報保護制度の枠組みではなく、既存の人権施策を通じて対応することが適切であると考えております。

また、法務省が毎年掲げる人権課題に関する事項は、社会情勢の変化や新たな人権課題に応じて柔軟に見直しが行われるものであると理解しております。これを一律に条例の条文として固定化した場合、国が課題を見直した場合、その都度、条例改正の手続きが必要となり条例の運用が困難になります。そのため、いただいたご意見については原案のとおりとさせていただきます。